

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金） 研究成果報告書

平成 25 年 8 月 22 日現在

機関番号：13201

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2011～2012

課題番号：23730062

研究課題名（和文） 裁判員裁判における量刑 - 多変量解析を用いた数量化研究 -

研究課題名（英文） Study on Trends of Sentencing in Lay Judge (sai-ban-in) System

研究代表者

渡邊一弘 (WATANABE Kazuhiro)

富山大学・経済学部・准教授

研究者番号：90449108

研究成果の概要（和文）：裁判員裁判における殺人罪判決を分析対象とし、有期懲役刑判決における刑期に影響を及ぼす要因および死刑の適用基準について、分析を行った。

殺人罪に対する有期懲役刑の刑期に影響を及ぼす要因としては、殺害被害者数や殺害手段の影響力が強いことを確認したほか、検察官求刑の影響力の大きさも確認した。死刑の適用基準については、検察官求刑の影響力の大きさや、制度施行直後は死刑への躊躇があったと思われる結果が示された。

研究成果の概要（英文）：This study aims to reveal trends of sentencing for murder cases in the lay judge (sai-ban-in) system.

The factors that have a great influence on sentencing for murder cases in the lay judge (sai-ban-in) system are the Item of “The Number of victims” and “Method of kill”, and so on. And the prosecutor’s recommendation for punishment have a great influence on sentencing for murder cases and on sentencing of death penalty in the lay judge (sai-ban-in) system.

And the prosecutor’s recommendation for punishment and actual decision at serious Murder and homicide cases might have been confused a little at an early practice of lay judge (sai-ban-in) system.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2011 年度	500,000	150,000	650,000
2012 年度	300,000	90,000	390,000
年度			
年度			
年度			
総計	800,000	240,000	1,040,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・刑事法学

キーワード：裁判員裁判、量刑

## 1. 研究開始当初の背景

(1)平成 21 年 5 月 21 日に「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」が施行され、同年 8 月以降、各地裁で裁判員事件の公判がはじまり、最高裁の統計によれば、2010 年 7 月末時点での終局処理人員は 930 人に上っており、統計的手法を用いた分析を行う程度の裁判例の集積が認められるようになっていた。

量刑実務については、裁判員制度施行以前は、長い間、「量刑相場」に支配されてきたとされている。従来の実務では、量刑判断については、職業裁判官による絶妙な実務感覚に基づき適切な刑種・刑量が判断されるものであり、それについては外部から把握できないものであるとされてきた。しかし、裁判員制度の施行により、そのような実務感覚をもたない裁判員の量刑判断に加わり、「国民の

健全な社会常識」を量刑判断に反映させることが求められるようになった。

(2) 裁判員裁判が適用された事件の判決については、初期のころより、量刑に関し、従来の裁判官のみによる裁判例と比べ、特徴的な量刑が見られるようになったなど、量刑のありかたについての変化が生じていると指摘された。具体的には、①性犯罪や殺人既遂事件などについては、これまでもかなり重いと感じられる刑が科されたり、②親族間の殺人罪事件などでは、検察官の求刑を大きく下回る刑が言い渡されている、③殺人未遂事件等で刑に執行猶予が付されたケースについては、保護観察が付される比率が約7割と高いなどの傾向がみられる、などとの指摘が見られた。裁判員制度導入の趣旨に照らせば、従来の量刑相場・量刑傾向から離れることを一概に誤りとして排斥することはできないであろうが、従来の相場からの乖離は無原則で感覚的なものであってよいのかという点については、検討が必要であると指摘されていた。

## 2. 研究の目的

本研究は、裁判員制度導入により、従来の職業裁判官のみによる量刑判断からの傾向変化についての指摘や、裁判員制度施行後、ある程度判例の集積が認められるようになったことを受け、裁判員裁判における量刑傾向の客観化と従来の量刑傾向からの変化の有無の確認を行うことを目的とし、LEX-DB等から入手した裁判員裁判において審理された殺人罪判決を分析対象とし、多変量解析の手法を用いた実証的研究に取り組んだ。

## 3. 研究の方法

(1) 本研究では、まず、殺人罪についての裁判例を資料とし、裁判員裁判における量刑傾向の客観化および量刑判断の特徴を明らかにすることを目的とし、LEX-DB等から入手しえた殺人罪についての裁判員裁判153例を分析対象とした。

本研究の分析対象裁判例について、研究代表者自身のこれまでの量刑研究およびこれまでの量刑理論研究の成果およびの量刑実証研究の蓄積を参考とし、量刑傾向を確認に資すると思われる項目を含んだ調査票を作成した。

一応の完成版とした調査票においては、8つの因子群（「犯罪の態様に関する因子」、「被告人の属性に関する因子」、「犯行後の情状に関する因子」、「被害者に関する因子」、「軽減事由に関する因子」、「社会的影響に関する因子」、「検察官求刑に関する因子」、「宣告刑に関する因子」）を設け、これらを分析するために29のアイテムを設定した。この

29アイテムのうち、26アイテムについては、アイテム内に複数の回答項目（カテゴリー）を設け、選択式の入力とした。カテゴリーの総計は83項目となる。残りの3アイテムについては、当初は記述式の入力項目とした。

作成した調査票を用い、各裁判例について、調査票の該当項目を確認する記入作業に取り組んだ。なお、LEX-DBにより収集した裁判例においては、犯行時年齢等について記載がない事例が多数みられたが、これについては、読売新聞のオンラインデータベース「ヨミダス歴史館」により新聞記事を検索し、必要情報の補足を行った。

調査票記入作業後、分析に際し支障が生じることとなる不明項目が多い裁判例を分析対象例から省いたほか、特殊事情の影響を避けるため、心神耗弱を理由として必要的減輕となった事例および少年に対する相対的不定期刑の裁判例も除外することとした。

(2) 殺人罪判決の量刑傾向分析のうち、死刑の適用基準に関する傾向分析については、実証的研究を行うためには分析対象事例となる死刑判決と無期懲役判決の数がいまだ少なく、分析対象例数の確保に支障が生じることから、裁判員裁判における死刑の適用基準に関する研究については、後述(3)の手法による分析を試みることにし、まずは裁判員裁判における有期懲役刑判決：70例のみを資料とし、刑期の長さに影響を及ぼす量刑要因の数量化を目的とし、数量化理論第Ⅰ類の手法を用いた実証的研究に取り組んだ。

分析作業に取り組むに際し、仮分析の過程で、影響力の弱い因子を調査項目から省くとともに、アイテム内のカテゴリーの該当数調整の必要から、カテゴリーの単純化も行った。ここでは、最終的には、以下の調査項目を用いることとした。

### A. 犯罪の態様に関する因子

「殺害手段」、「殺害被害者数」、「殺人以外の余罪の有無」、「動機」、「犯行の計画性」、「共犯関係」

### B. 被告人の属性に関する因子

「犯行時年齢」、「心神・身体疾患等の有無」、「前科・前歴」、「執行猶予・仮釈放中・出所後間もない・その他司法処分中」、「成育歴・成育環境の不遇」

### C. 犯行後の情状に関する因子

「自首」、「慰藉措置の有無」

### D. 被害者に関する因子

「主たる加害者＝被害者関係」、「暴力・暴言等による被害者からの犯罪誘発性・その他被告人の落ち度」、「被害者遺族の被害感情・処

罰感情」

E. 社会的影響に関する因子  
「社会的影響」

F. 「検察官求刑の影響に関する因子」  
「検察官求刑と宣告刑の関係」

ここでは、上記の18アイテム、合計49カテゴリの量刑因子を用いて、数量化理論第I類の手法により、刑期の長短に影響を及ぼす要因の数量化を試みた。

(3) 裁判員裁判における死刑判決のありかたこそが裁判員制度が我が国において定着するか否かを示す試金石と指摘されていることをふまえ、殺人罪についての死刑と無期懲役の裁判例を資料とし、裁判員制度施行前の確定判決における死刑の適用基準と裁判員裁判における殺人事件についての死刑と無期懲役の判決、傾向変化の有無について、調査を行った。

裁判員裁判においては、平成25年2月末の時点で、死刑判決16例、無期懲役判決102例という状況であり、裁判員制度施行後の裁判例のみで、死刑の適用基準についての実証的研究を行うには、事例数が不足している。さらに、本研究において収集しえた裁判例もさらに限定的なものである。そこで、本研究では、研究代表者により、数量化理論第II類の手法により作成された永山判決以降裁判員制度施行前までの殺人罪判決を資料とした死刑と無期懲役の適用基準についての識別表（渡邊一弘「裁判員制度の施行と死刑の適用基準 - 施行前の運用状況の数量化と初期の裁判員裁判における裁判例の分析 - 」町野朔ほか編『刑法・刑事政策と福祉』（尚学社、2011）479頁掲載）を用い、裁判員制度施行前後の傾向変化についての分析を行った。分析対象としたのは、裁判員裁判における死刑と無期懲役の第1審判決のうちLEX-DBを用いて収集しえた①死刑求刑・第一審死刑判決：13ケース例、②死刑求刑・第一審無期懲役判決：5例、③無期懲役求刑・第一審無期懲役判決：28例の計46例である。

#### 4. 研究成果

(1) まずは、上記のアイテムのうち、「検察官求刑の影響に関する因子」を除いた「犯罪の態様に関する因子」、「被告人の属性に関する因子」、「犯行後の情状に関する因子」、「被害者に関する因子」、「社会的影響に関する因子」アイテムを用い、裁判員裁判における殺人罪に対する有期懲役刑判決について、数量化理論第I類の手法により、刑期の長さに影響を及ぼす要因の分析を行ったところ、決定係数：0.728、重相関係数：0.853、定数項が：

178.429となる分析結果が算出された。

アイテムの影響力の強さを示すレンジ値については、影響力の強いアイテムとしては、1位：殺害被害者数、2位：殺害手段、3位：共犯関係、4位：犯行時年齢、5位：動機、という結果が示された。

カテゴリウエイトの大きい因子としては、プラス要因として、1位：殺害被害者数が複数、2位：犯行時年齢が18歳以上25歳未満、3位：執行猶予・仮釈放中・出所後間もない・その他司法処分に該当、4位：主たる加害者・被害者関係が友人・知人、5位：動機が利欲・障害排除、となった。

マイナス要因については、1位：共犯関係において従属的地位、2位：殺害手段が餓死・放置死、3位：動機がその他、4位：動機が貧困、育児ノイローゼ、介護疲れ、将来悲観、5位：殺害手段が焼殺し、車轢き、中毒殺、重工機使用、となった。

分析結果については、概ね、従来の量刑研究で指摘されている量刑傾向から、大きく離れた内容は示されていないものと思われ、裁判員裁判における量刑について、大きな傾向の変化といえるほどの特徴の存在の有無については、現時点では断定は難しい。なお、殺害手段および動機について、少数該当項目が上位の項目として評価されてきており、カテゴリ分類に課題が残るものと思われる。

(2) 次に、上記の調査項目に、「検察官求刑の影響に関する因子」も含め、調査対象事例について、同じく数量化理論第I類の手法により、刑期の長さに影響を及ぼす要因の分析を行ったところ、決定係数：0.8366、重相関係数：0.9147、定数項が：178.429となる分析結果が算出された。

アイテムの影響力の強さを示すレンジ値については、影響力の強いアイテムとしては、1位：検察官求刑と宣告刑の関係、2位：心神・身体疾患等の有無、3位：犯行時年齢、4位：前科・前歴の有無、5位：動機、という結果が示された。

カテゴリウエイトの大きい因子としては、プラス要因として、1位：検察官求刑が無期懲役、2位：犯行時年齢が18歳以上25歳未満、3位：殺害被害者数が複数、4位：検察官求刑と宣告刑が同一、5位：殺人以外の犯行について計画あり、となった。

マイナス要因については、1位：宣告刑が検察官求刑の半分以下、2位：身体に疾患・障害あり、3位：前科について罰金刑のみ、4位：共犯関係において従属的地位、5位：前科・前歴あり、となった。

刑期の長短に影響を及ぼす量刑要因については、検察官求刑が最も影響力が大きな要因との結果が示された。このアイテムについて、いわゆる「求刑の八掛け」となる「宣告

刑が検察官求刑の80%以上100%未満」の場合が、このアイテム内で最も影響力の小さいアイテムとなっており、この枠内にあることが「一般的」であることが確認された。この結果もふまえ、検察官求刑の宣告刑の指針としての機能の大きさが確認されたものと思われる。

(3) 裁判員裁判における死刑と無期懲役の量刑傾向を分析するため、分析対象である46例について、永山判決以降裁判員裁判施行前の死刑の適用基準の識別表を用いて分析したところ、識別法による判別結果と実際の判決とが一致した裁判例が40例、不適合となった事例が6例見られた。

今回の調査においては、分析対象が裁判員裁判が適用された第一審判決であるため、いまだ確定に至らない事件が多いが、分析対象46例中40例という高率において、裁判員制度適用以前の判決例について分析した数量化理論第Ⅱ類による識別表を用いて判別を行っても、実際の判決と計算上の識別結果との間で結論の一致が見られることが確認された。

他方、不適合事例6例については、内訳は、無期懲役相当と識別された死刑判決3例、死刑相当と識別された無期懲役判決3例であった。この6例について、個別に分析を加えたところ、6例中4例が検察官求刑通りの判決であり、検察官求刑の影響力の大きさが注目されるほか、検察官求刑、判決とも、施行直後は混乱（死刑への躊躇）があったと思われること、裁判例の分析に際し、「計画性」、「前科前歴」に客観化に困難が見られた事例があったこと、主観的評価・規範的評価の機能の評価と客観化に課題を残ることなどを確認した。

(4) 以上、本研究の研究成果については、収集しえた事例が現時点で判例データベース（LEX/DB）に掲載されたものに限られることから、本研究の成果をもって、裁判員裁判における判決全体の傾向を浮き彫りにしえたとは言い難いが、今後の裁判員裁判における量刑研究を進めるために研究の在り方も模索するに際し、分析項目の設定に際しての資料的価値は有するものと思われる。

(5) 本研究においては、裁判員裁判施行前の殺人罪判決については、本研究における調査票作成の際に、裁判員制度施行前後での殺人罪判決の特徴についての傾向変化の有無を確認しうる調査項目設定を検討するうえでの参考資料として扱いのとどまることとなった。多変量解析を用いての裁判員裁判施行以前の殺人罪に対する量刑傾向の客観化、および裁判員裁判施行前後の傾向比較については、今後の課題としたい。

## 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔学会発表〕（計1件）

渡邊一弘、The analysis of the quantitative criterion discriminating the sentences of the death penalty and the life imprisonment with labor in recent murder cases、国際犯罪学会第16回大会、2011年8月8日、神戸国際会議場（兵庫県神戸市）

〔図書〕（計1件）

渡邊一弘、ほか、尚学社、刑法・刑事政策と福祉、2011、542

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

渡邊一弘 (WATANABE KAZUHIRO)

富山大学・経済学部・准教授

研究者番号：90449108

### (2) 研究分担者

なし

### (3) 連携研究者

なし